

第88期中間決算公告

平成23年12月15日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社 筑波銀行
取締役頭取 木村 興三

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	304,063	預 金	2,018,188
買入金銭債権	589	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	388	借 用 金	14,580
金銭の信託	2,878	外 国 為 替	18
有 価 証 券	351,499	社 債	11,190
貸 出 金	1,475,557	新株予約権付社債	5,000
外 国 為 替	2,741	そ の 他 負 債	16,012
そ の 他 資 産	18,920	未払法人税等	159
有形固定資産	20,369	リ ー ス 債 務	4,751
無形固定資産	3,312	資産除去債務	93
繰延税金資産	10,973	そ の 他 の 負 債	11,006
支払承諾見返	3,538	賞 与 引 当 金	817
貸倒引当金	△ 20,336	退職給付引当金	5,754
		執行役員退職慰労引当金	36
		睡眠預金払戻損失引当金	106
		偶発損失引当金	634
		再評価に係る繰延税金負債	582
		負 の の れ ん	330
		支 払 承 諾	3,538
		負債の部合計	2,096,790
		（純資産の部）	
		資 本 金	48,868
		資 本 剰 余 金	32,575
		資 本 準 備 金	26,876
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5,698
		利 益 剰 余 金	3,150
		利 益 準 備 金	91
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,059
		繰越利益剰余金	3,059
		自 己 株 式	△ 1
		株 主 資 本 合 計	84,593
		その他有価証券評価差額金	△ 6,616
		繰延ヘッジ損益	△ 445
		土地再評価差額金	176
		評価・換算差額等合計	△ 6,886
		純資産の部合計	77,707
資産の部合計	2,174,497	負債及び純資産の部合計	2,174,497

中間損益計算書 〔 平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	22,941
資 金 運 用 収 益	17,241
(うち貸出金利息)	(15,497)
(うち有価証券利息配当金)	(1,606)
役 務 取 引 等 収 益	3,381
そ の 他 業 務 収 益	1,570
そ の 他 経 常 収 益	748
経 常 費 用	22,367
資 金 調 達 費 用	2,244
(うち預金利息)	(1,288)
役 務 取 引 等 費 用	1,669
そ の 他 業 務 費 用	514
営 業 経 費	15,402
そ の 他 経 常 費 用	2,536
経 常 利 益	574
特 別 利 益	638
特 別 損 失	162
税 引 前 中 間 純 利 益	1,050
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33
法 人 税 等 調 整 額	△ 51
法 人 税 等 合 計	△ 17
中 間 純 利 益	1,067

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～15年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,062百万円であります。

- (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	---

- (4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については、法人税法に定める期間により償却しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

（確定拠出年金制度への移行）

平成23年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

本移行により、特別利益に退職給付制度改定益として637百万円を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 643百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,161百万円、延滞債権額は60,085百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は192百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,055百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,495百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 住宅ローン債権証券化（RMBS-Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、56,308百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権45,788百万円を継続保有し、「貸出金」に37,541百万円、現金準備金として「現金預け金」に8,246百万円を計上しております。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,148 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	67,991 百万円
現金預け金	14 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,918 百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000 百万円
借用金	1,200 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 37,961 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 3,596 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、424,491 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 381,377 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等) 合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 12,349 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,380 百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,660 百万円であります。
16. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、12.00%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、偶発損失引当金取崩額 199 百万円及び償却債権取立益 193 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 444 百万円、貸出金償却 764 百万円、株式等売却損 653 百万円及び株式等償却 404 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、退職給付制度改定益 637 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	3,021	3,123	102
	社債	203	203	0
	その他	1,404	1,433	29
	外国債券	1,404	1,433	29
	小計	4,628	4,760	131
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	54	54	△ 0
	社債	8	8	△ 0
	その他	1,000	819	△ 180
	外国債券	1,000	819	△ 180
	小計	1,062	881	△ 180
合計		5,690	5,642	△ 48

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	643
関連法人等株式	—
合計	643

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	433	390	42
	債券	170,719	170,151	567
	国債	117,579	117,213	366
	地方債	10,648	10,623	24
	社債	42,491	42,315	176
	その他	37,751	37,479	272
	外国債券	36,764	36,501	263
	その他	986	977	9
	小計	208,904	208,021	882
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,773	6,843	△ 1,070
	債券	68,677	69,618	△ 941
	国債	27,650	28,097	△ 447
	地方債	9,651	9,663	△ 11
	社債	31,375	31,857	△ 482
	その他	59,460	64,948	△ 5,487
	外国債券	36,773	37,230	△ 456
	その他	22,686	27,718	△ 5,031
	小計	133,911	141,410	△ 7,499
合計		342,815	349,432	△ 6,616

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,964
その他	627
合計	2,591

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式 404 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算期末月 1 カ月平均時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、中間決算期末月 1 カ月平均時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	22,474	百万円
繰越欠損金	11,158	
有価証券償却	4,347	
退職給付引当金	2,805	
減価償却超過額	1,944	
その他有価証券評価差額金	3,025	
賞与引当金	330	
未収利息不計上額	251	
その他	3,098	
繰延税金資産小計	49,437	
評価性引当額	△ 36,604	
繰延税金資産合計	12,833	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△ 1,362	
資産除去債務	△ 9	
退職給付信託設定益	△ 136	
その他有価証券評価差額金	△ 352	
繰延税金負債合計	△ 1,860	
繰延税金資産の純額	10,973	百万円

（1株あたり情報）

1株当たりの純資産額	491円57銭
1株当たり中間純利益金額	12円93銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	12円82銭

第88期 中間決算公告

平成23年12月15日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社 筑波銀行
取締役頭取 木村 興三

中間連結貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	304,814	預 金	2,010,567
買入金銭債権	589	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	388	借 用 金	14,580
金銭の信託	2,878	外 国 為 替	18
有 価 証 券	351,858	社 債	11,190
貸 出 金	1,477,797	新株予約権付社債	5,000
外 国 為 替	2,741	そ の 他 負 債	21,711
そ の 他 資 産	19,326	賞 与 引 当 金	856
有形固定資産	20,394	退 職 給 付 引 当 金	5,803
無形固定資産	3,347	役員退職慰労引当金	9
繰延税金資産	10,988	執行役員退職慰労引当金	36
支払承諾見返	3,551	睡眠預金払戻損失引当金	106
貸倒引当金	△ 24,559	ポ イ ン ト 引 当 金	7
		利息返還損失引当金	1
		偶発損失引当金	634
		再評価に係る繰延税金負債	582
		負 の の れ ん	330
		支 払 承 諾	3,551
		負 債 の 部 合 計	2,094,987
		(純資産の部)	
		資 本 金	48,868
		資 本 剰 余 金	32,575
		利 益 剰 余 金	4,474
		自 己 株 式	△ 1
		株 主 資 本 合 計	85,917
		その他有価証券評価差額金	△ 6,616
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 445
		土 地 再 評 価 差 額 金	176
		その他の包括利益累計額合計	△ 6,886
		少 数 株 主 持 分	96
		純 資 産 の 部 合 計	79,127
資 産 の 部 合 計	2,174,115	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,174,115

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から)
平成23年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		23,237
資金運用収益	17,213	
(うち貸出金利息)	(15,514)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,560)	
役務取引等収益	3,689	
その他業務収益	1,570	
その他経常収益	763	
経常費用		22,410
資金調達費用	2,243	
(うち預金利息)	(1,287)	
役務取引等費用	1,569	
その他業務費用	514	
営業経費	15,468	
その他経常費用	2,615	
経常利益		826
特別利益		638
特別損失		162
税金等調整前中間純利益		1,302
法人税、住民税及び事業税	48	
法人税等調整額	△ 51	
法人税等合計		△ 3
少数株主損益調整前中間純利益		1,305
少数株主利益		1
中間純利益		1,304

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社

筑波信用保証株式会社

筑波コンピュータサービス株式会社

いばぎん信用保証株式会社

株式会社いばぎんカード

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,062百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金、当座預け金、普通預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに主な連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

（確定拠出年金制度への移行）

当行は、平成 23 年 4 月 1 日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。

本移行により、特別利益に退職給付制度改定益として 637 百万円を計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,590 百万円、延滞債権額は 62,005 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 192 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,072 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 67,861 百万円であります。
なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 住宅ローン債権証券化（RMBS - Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、56,308 百万円であります。なお、当行は RMBS の劣後受益権 45,788 百万円を継続保有し、「貸出金」に 37,541 百万円、現金準備金として「現金預け金」に 8,246 百万円を計上しております。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,148 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 67,991 百万円

現金預け金 14 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,918 百万円

債券貸借取引受入担保金 20,000 百万円

借入金 1,200 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 37,961 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 3,608 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、426,960 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 383,847 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,400 百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,380 百万円が含まれております。

12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

13. 新株予約権付社債は、全額劣後特約付新株予約権付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,660 百万円であります。

15. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 12.08%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、偶発損失引当金取崩額 199 百万円及び償却債権取立益 193 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 523 百万円、貸出金償却 764 百万円、株式等売却損 653 百万円及び株式等償却 404 百万円を含んでおります。

3. 「特別利益」には、退職給付制度改定益 637 百万円を含んでおります。

4. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 △304 百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注 2)を参照願います。)また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	304,814	304,813	△0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,692	6,652	△39
その他有価証券	342,815	342,815	—
(3) 貸出金	1,477,797		
貸倒引当金 (*1)	△24,011		
	1,453,786	1,463,740	9,954
資産計	2,108,108	2,118,022	9,913
(1) 預金	2,010,567	2,012,319	1,752
負債計	2,010,567	2,012,319	1,752
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	227	227	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(748)	(748)	—
デリバティブ取引計	(520)	(520)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出してしております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出してしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間 (1 年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	1,965
② 組合出資金 (*3)	627
合 計	2,592

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について27百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	501	510	8
	地方債	3,021	3,123	102
	社債	203	203	0
	その他	1,404	1,433	29
	外国債券	1,404	1,433	29
	小計	5,130	5,270	140
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	499	499	△0
	地方債	54	54	△0
	社債	8	8	△0
	その他	1,000	819	△180
	外国債券	1,000	819	△180
	小計	1,562	1,381	△180
合計		6,692	6,652	△39

2. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	433	390	42
	債券	170,719	170,151	567
	国債	117,579	117,213	366
	地方債	10,648	10,623	24
	社債	42,491	42,315	176
	その他	37,751	37,479	272
	外国債券	36,764	36,501	263
	その他	986	977	9
	小計	208,904	208,021	882
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,773	6,843	△1,070
	債券	68,677	69,618	△941
	国債	27,650	28,097	△447
	地方債	9,651	9,663	△11
	社債	31,375	31,857	△482
	その他	59,460	64,948	△5,487
	外国債券	36,773	37,230	△456
	その他	22,686	27,718	△5,031
	小計	133,911	141,410	△7,499
合計		342,815	349,432	△6,616

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式 404 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算期末月 1 カ月平均時価が取得原価に比べて 50% 以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、中間連結決算期末月 1 カ月平均時価が 30% 以上 50% 未満下落

した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	507円60銭
1株当たり中間純利益金額	15円79銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	15円66銭